

IV 学校給食

1. 基本方針

学校給食を学校教育の一環として位置づけ、調理場の運営は共同調理場方式を中心とし、施設の新築・改築にあたってはドライシステムを導入する。また、既存施設においては可能な限りドライ運用を図り、学校給食のさらなる安全、充実を目指す。

- (1) 学校給食を通して食の教育を充実し、児童生徒の心身の健全な発達及び健康の保持増進を図る。
- (2) 学校生活の活力や豊かな心を育むため、多様な食品を組み合わせ栄養的にバランスのとれた食事を提供する。
- (3) 学校給食は、児童生徒の一日の食生活の一部を担っているため、学校給食センター・学校・家庭は、児童生徒の健全な成長を援助するために連携を密にする。
- (4) 地域の産物を取り入れ(給食週間など)、児童生徒が地域社会と一体感をもち、その一員としての好ましい人間関係を築けるよう推進する。
- (5) 徹底した衛生管理のもと、良好な設備のもとで給食づくりを推進する。

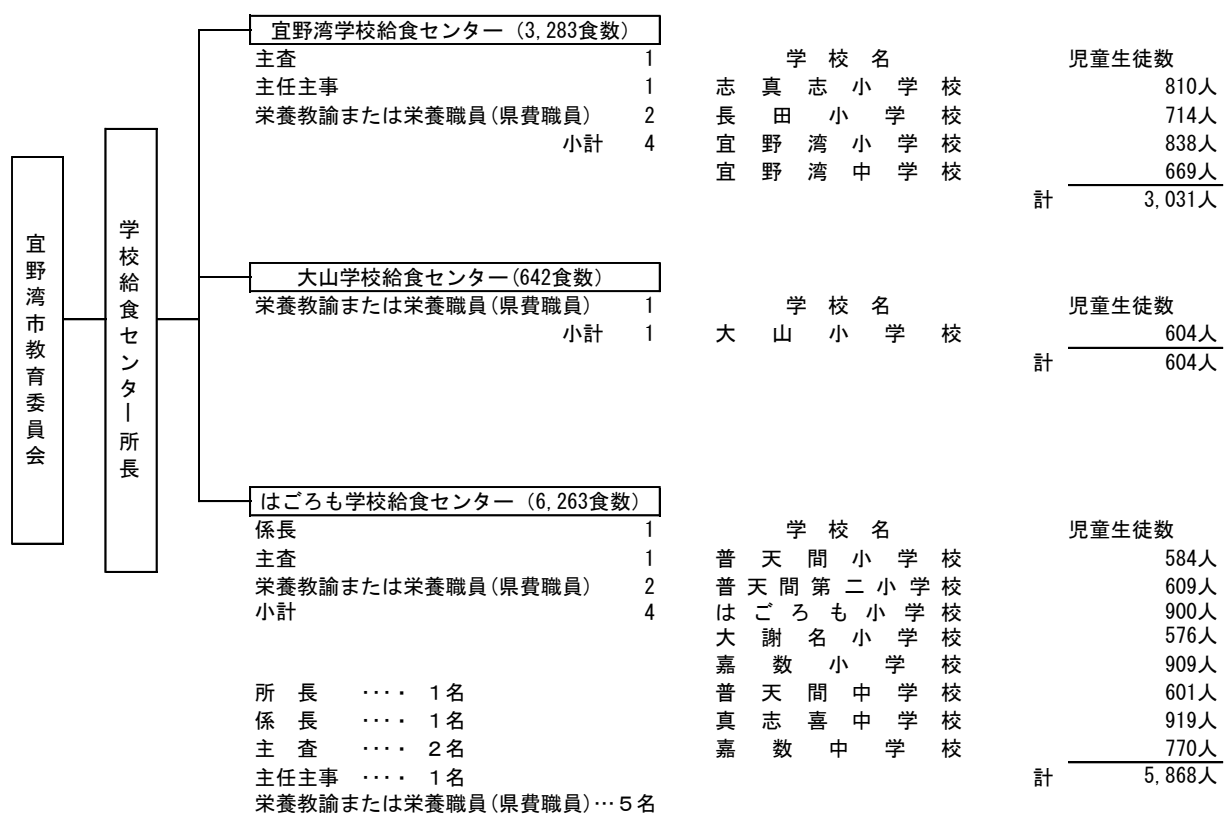
2. 重点目標

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養う。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養う。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く。

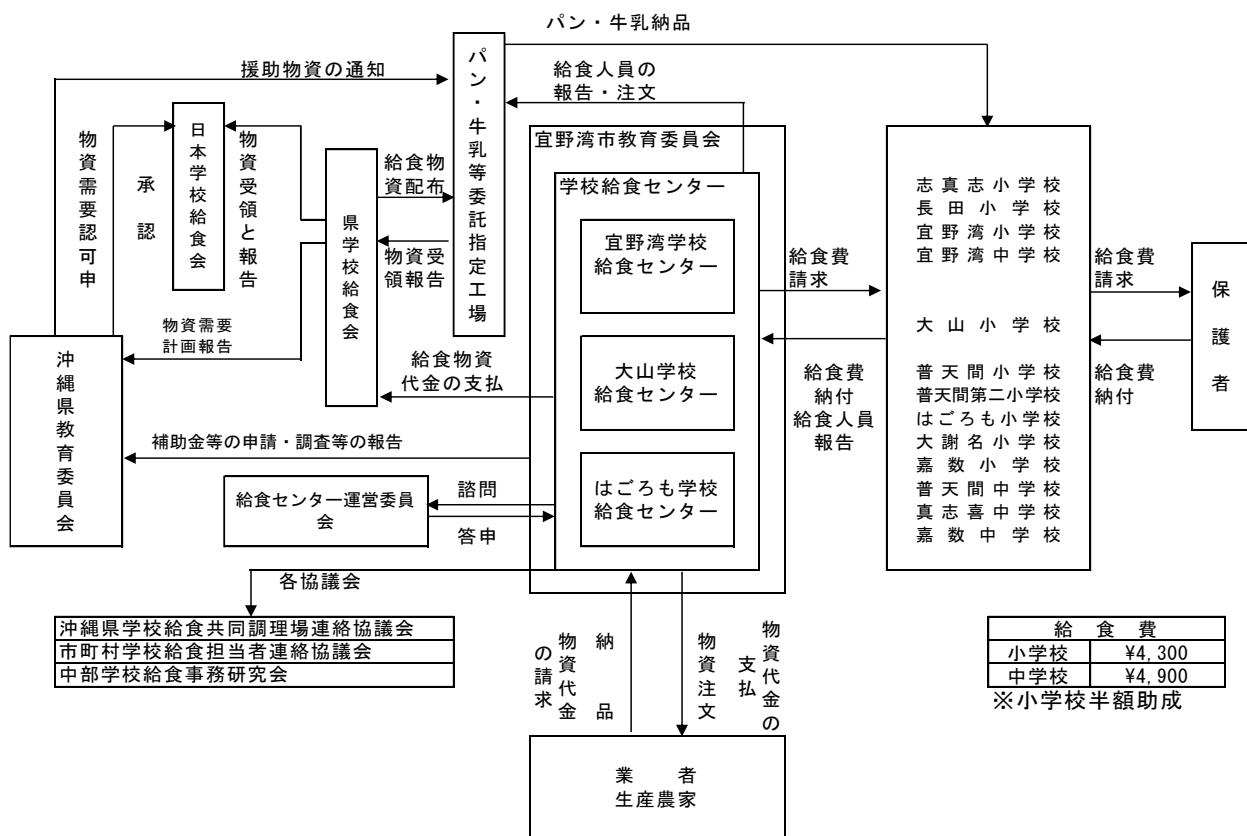
(上記は、『学校給食法』第2条に基づく)

3. 機構図

(令和3年5月1日現在)



4. 学校給食運営図



5. 食育への取組

学校給食の実情を把握し、今後の学校給食の更なる充実発展を図ることを目的に、全国学校給食週間(1月24日～30日)にあわせ、保護者や市民へ学校給食の理解と関心を持ってもらい食育の重要性について広く周知することを目的に取り組んできた。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため学校給食センターのホームページへ資料を掲載した。

学校給食は、義務教育の9年間を通して、計画的継続的に食に関する指導を行うものである。栄養豊かな食事の提供だけでなく、給食の時間をはじめとして、各教科等の時間において「食」に関する指導の教材として活用されている。

(1) 授業で学ぶ

【食育授業】

小学校及び中学校学習指導要領に基づき、学級担任と連携し食育の授業を行っている。児童生徒にとって望ましい食生活を身につけるため、必要な指導を行った。



(2) 給食の時間で学ぶ

【特色ある給食】

バイキング給食、シイラの姿揚げ給食、リクエスト給食など給食の思い出づくりができるように、季節やイベントに合わせ様々な給食を提供している。令和2年度のバイキング給食については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策で、通常献立に手作りデザートなどの2品を追加した、「お楽しみ給食」として、思い出になるように取り組んだ。



(3) 体験的な学習を通して学ぶ

【総合的な学習の時間】

より望ましい職業観や勤労観を得ることを目的としたキャリアスタートウィーク(職場体験学習)等は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、中止となった。

6. 地産地消の取組

学校給食センターでは、生産農家と連携を取り、市内及び近隣市町村で生産されている田芋や冬瓜などの農産物を学校給食で使用するための地産地消に取り組んでいる。

これらの農産物は、生産者が直接、学校給食センターへ搬入することから、生産者の顔が見える「安全・安心」な食材が児童・生徒に提供された。



※地産地消…その地域で作られた農産物・水産物をその地域で消費すること。

7. 学校給食における食物アレルギーの取組

(1)基本的な考え方

- ①食品衛生法における表示義務食品7品目(えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生)のみを対応する。
- ②食物アレルギー対応等の希望がある場合は、保護者に医療機関で受診すること及び『食物日誌』の提出を義務付け、毎年11月30日までに学校給食食物アレルギー対応申請書の提出。その他、診断書等の関係書類は、1月31日までに提出とする。
- ③学校給食のアレルギー対応は、医師の診断と指示において行うものである。学校及び学校給食センターは、保護者、医師と共に正しい診断に基づく適切な対応を図っている。
- ④毎年2月には、学校、保護者、学校給食センターとのアレルギー処遇会議における個別面談で申請内容及び詳細な情報を把握している。
- ⑤食物アレルギー処遇会議において対応内容を検討し、決定内容については、学校から教育委員会に報告する。

(2)学校給食でのアレルギー対応

- ①教育委員会は、各学校の状況を的確に把握し対応するための体制を確立し、人的及び物理的環境の整備を図っていく。学校は整えた環境の中で最良の対応が実現できるよう努めている。
ア 教育委員会は衛生及び危機管理体制を整え、学校は、学校教職員全員の共通理解や研修等を通じて資質の向上を図っている。
イ 学校は、食物アレルギー対応児童生徒の対応食の喫食状況等を確認している。
- ②献立内容を各家庭に事前に周知し、保護者の理解を得ると共に学級において他の児童生徒が対応を思いあったり、いじめのきっかけにならないように十分配慮し、また、誤食の防止に努めている。

- ③学校給食センターは、食物アレルギー処遇会議の決定内容について、委託業者等に通知し、食物アレルギー給食内容の確認を行い、コンタミネーション(混入)や誤食が無いように周知徹底を図っている。
- ④児童生徒がアナフィラキシー及びアナフィラキシーショックを発症した場合、迅速な対応が重要となる学校は、緊急時の対応方法を全教職員に周知徹底している。

(3)対応方法

- ①詳細な献立表対応:食品衛生法における表示義務7品目を記入した献立表を各家庭に配布する。
- ②除去食対応:申請のあったアレルゲンを除いた給食を提供する。
- ③弁当対応:「完全弁当対応」と「一部弁当持参」とする。

(4)児童生徒への指導

食に関する問題を有する児童生徒に対しては、学校において指導体制を整備し、全教職員が共通理解のもと、保護者と連携して個別の事情に応じた対応や相談・指導を行う。児童生徒にとって望ましい食生活の形成と自己管理能力の育成を図る。

8. 学校給食の栄養量

学校給食の栄養量は、厚生労働省が示す「日本人の食事摂取基準」をもとに、児童生徒の家庭における栄養摂取量の数値を考えあわせ、学校給食の摂取基準が定められている。

児童又は生徒1人1回あたりの学校給食摂取基準

区分	基準値			
	児童の (6～7歳) 場合	児童の (8～9歳) 場合	児童の (10～11歳) 場合	児童の (12～14歳) 場合
エネルギー(kcal)	530	650	780	830
たんぱく質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%			
脂質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%			
ナトリウム(g) (食塩相当量)	2未満	2未満	2.5未満	2.5未満
カルシウム(mg)	290	350	360	450
マグネシウム(mg)	40	50	70	120
鉄(mg)	2.5	3	4	4
ビタミンA(μgRAE)	170	200	240	300
ビタミンB ₁ (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB ₂ (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC(mg)	20	20	25	30
食物繊維(g)	4以上	5以上	5以上	6.5以上

- (注) 1 表に挙げるもののほか、次のものについてもそれぞれ示した摂取量について配慮
亜鉛……児童(6歳～7歳)2mg、児童(8歳～9歳)2mg、
児童(10歳～11歳)2mg、生徒(12歳～14歳)3mg
- 2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。
- 3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

